

令和 2年 5月 15日

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等  
に関する基本方針** **【滝上町：5月15日改正】**

滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

5月15日に北海道緊急事態措置における「施設の使用停止」の一部が緩和された。これを受け、本町においても5月17日から、感染対策を講じたうえで、公共施設の一部を再開することとする。  
なお、緩和対象にならない公共施設については、引き続き5月31日まで休止する。  
今後、北海道による緊急事態措置が変更（外出自粛要請の緩和等）された場合には、本町の方針も適宜変更することとする。

## 1. 町主催の行事・会議等の開催について

- (1) 5月7日から5月31日までの間、町が主催する屋内外の行事・会議等は、原則、中止・延期とする。
- (2) 中止・延期できない行事・会議等においては、引き続き、次の感染防止対策を徹底したうえで開催すること。
  - ① 参加、出席者の体調確認を行う。
  - ② 体調不良者へ参加、出席の自粛要請を行う。
  - ③ 手指消毒や手洗い、咳エチケットを徹底させる。
  - ④ 屋内施設については、常時若しくは1時間毎の換気を行う。
  - ⑤ 配席等について、極力間隔をあけるように努める。
  - ⑥ 開催時間を短縮するなど、感染防止対策について工夫を行う。
- (3) 行事、会議を開催する場合、開催周知案内文書に次の内容を記載したうえで送付すること。
  - ① 発熱、咳などの風邪症状がある方の参加、出席を自粛する要請内容。
  - ② 症状がない方について、可能な限りマスク着用を促す内容。

## 2. 公共施設の再開について

- (1) 5月17日から個人利用に限り、次の公共施設を開始する。  
スポーツ公園各施設（野球場・多目的グラウンド・テニスコート・パークゴルフ場）、元町ゲートボール場、ウッドパークゴルフ場、湊谷公園パークゴルフ場、香りの里ハーブガーデン、図書館
- (2) 国の「業種別ガイドライン」に沿って施設運営を行う。

## 3. 公共施設の休止について

- (1) 5月7日から5月31日までの間、次の公共施設を休止する。  
スポーツ公園各施設（スポーツセンター・室内グラウンド）、文化センター（貸館）、たくみ館、郷土館、基幹集落センター（葬儀は利用可能）、滝西公民館、札久留公民館、交流センターぴあ（貸館）、栄町児童遊園地、旭団地児童遊園地、河川公園（遊具）、湊谷公園（木製遊具・バッテリーカー場・キャンプ場）、多目的活性化センター（貸館）、ふれあいセンター、一区農業研修センター、滝西会館、滝下農業研修センター、こども園子育て支援室、農産品加工研究センター
- (2) 各施設に「施設休止」を継続表示する。

## 4. 札幌市や道外への外出について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町民各位へ5月31日までの間、札幌市や道外への不要不急な外出は控えていただくよう協力を求める。

## 5. その他

今後も国、道の方針や感染者の状況を考慮しながら、滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において基本方針を適宜改正する。